

定 款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、「心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう」支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームほほえみの園の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業(ほほえみの園)

(ロ) 保育所まるの保育園の設置経営

(ハ) 保育所こばと保育園の設置経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人丸野福祉会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を宮崎県都城市丸谷町 4670 番地に置く。

第二章 役員及び職員

(役員の定数)

第五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 七名

(2) 監事 二名

2 理事のうち一名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 理事長は、理事のうち一名を指名し、理事会の同意を得て、副理事長とする。

- 5 副理事長は、定款第十条に基づき、理事長の職務を代理する。
- 6 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに一名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第六条 役員の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長及び副理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第七条 理事は、理事総数の三分の二以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第八条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第九条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 8 議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の

経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第十条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、副理事長がその職務を代理する。

- 2 理事長、副理事長ともに事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い、他の理事が、理事長の職務を代理する。
- 3 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第十一条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び都城市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第十二条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第三章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第十三条 評議員会は、十五名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員二名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第十四条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第十五条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

- 第十六条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。
- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が三名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

- 第十七条 評議員の任期は二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 評議員は、再任されることができる。

第四章 資産及び会計

(資産の区分)

第十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ①宮崎県都城市丸谷町 4670 番地所在の鉄筋コンクリート造鋼板平家建、
特養「ほほえみの園」

園舎 1 棟、(2,239.33 平方メートル)

②宮崎県都城市丸谷町 4670 番地所在の鉄骨造鋼板葺平家建、
特養「ほほえみの園」

車庫 1 棟、(75.42 平方メートル)

③宮崎県都城市野々美谷町 2948 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根、平家建、
まるの保育園

園舎 1 棟、(540.4 平方メートル)

④宮崎県都城市野々美谷町 2948 番地 1 所在のコンクリートブロック造陸屋根、
平家建、まるの保育園、

倉庫 1 棟、(24 平方メートル)

⑤宮崎県都城市丸谷町 2695 番地 4 所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺、平家
建、こばと保育園、

園舎 1 棟、(403.05 平方メートル)

(2) ①宮崎県都城市丸谷町 4670 番地所在の特養ほほえみの園敷地
(8,017 平方メートル)

②宮崎県都城市野々美谷町 2947 番地 7 所在のまるの保育園敷地
(1,390.28 平方メートル)

③宮崎県都城市野々美谷町 2948 番地 1 所在のまるの保育園敷地
(966.63 平方メートル)

④宮崎県都城市野々美谷町 2948 番地 5 所在のまるの保育園敷地
(979 平方メートル)

⑤宮崎県都城市丸谷町 2695 番地 6 所在のこばと保育園敷地
(1,453.82 平方メートル)

⑥宮崎県都城市丸谷町 2695 番地 1 所在のこばと保育園敷地
(495 平方メートル)

⑦宮崎県都城市丸谷町 2695 番地 3 所在のこばと保育園敷地
(970 平方メートル)

⑧宮崎県都城市丸谷町 2695 番地 4 所在のこばと保育園敷地
(988 平方メートル)

⑨宮崎県都城市丸谷町 2695 番地 5 所在のこばと保育園敷地
(58 平方メートル)

2 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

- 3 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第十九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、都城市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、都城市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第二十条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第二十一条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第二十二条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(決算)

第二十三条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第二十四条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日

をもって終わる。

(会計処理の基準)

第二十五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第二十六条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第五章 解散及び合併

(解散)

第二十七条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第二十八条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第二十九条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、都城市長の認可を受けなければならない。

第六章 定款の変更

(定款の変更)

第三十条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、都城市長の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を都城市長に届け出なければならない。

第七章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三十一条 この法人の公告は、社会福祉法人丸野福祉会の掲示場に掲示するとともに、新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第二十七条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	新 西 貞 夫
理 事	西 武 雄
理 事	坂 元 等
理 事	近 間 一 雄
理 事	蓑 輪 厚
理 事	東 義 則
理 事	中 村 満 治
監 事	松 元 道 雄
監 事	杉 山 茂

附則

この定款は、平成14年4月 1日に改定し、施行する。

この定款は、平成17年5月24日に改定し、施行する。

この定款は、平成18年4月24日に改定し、施行する。

この定款は、平成24年3月28日に改定し、施行する。

この定款は、平成25年3月18日に改定し、施行する。

この定款は、平成25年6月17日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

定款細則

第1章 総 則

(根拠)

第1条 この社会福祉法人丸野福祉会定款細則(以下「細則」という。)は、社会福祉法人丸野福祉会定款(以下「定款」という。)第9条の規定により法人の業務執行についての細則を定めたものである。

(目的)

第2条 この細則は、法人の日常業務運営並びに法人の経営に係る、まるの保育園、こばと保育園、特別養護老人ホームほほえみの園等の業務運営に関し、理事会の業務の決定事項及び評議員会での審議事項並びに理事長、施設長の職務権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(基本理念)

第3条 定款第1条の規定により社会福祉事業の健全な維持振興に留意し、福祉サービスを利用する者の本位に立ち民主的かつ公正な運営を行い、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(業務の決定と職務権限)

第4条 定款第9条の規定による理事会の決定事項及び定款第14条の規定による評議員会の審議事項については、別表1のとおりとする。

2 定款第9条第1項に基づく理事長及び施設長の職務権限(専決事項)については、別表2のとおりとする。

規程、規則等の制定改廃にかかる議決、審議分掌については、別表3のとおりとする。

(理事の意思表示)

第5条 理事はやむを得ない理由により理事会に出席できないときは、定款第9条第6項の規定による意思の表示と欠席理由を明らかにした上で、別紙1の様式により行うことができるものとする。

(職務の代理)

第6条 定款第10条の規定による理事長、副理事長ともに事故あるとき、又は欠けたときは、別に規定がある場合を除き下記の順序により順次理事長の職務を代理する。なお、職務代理者の指名については、任期毎に理事長が指名し理事会の議決を経ることとする。

順 位	職 務 代 理 者
第1位順位	水流 幸一
第2位順位	
第3位順位	
第4位順位	

第2章 理事会及び評議員会

(理事会及び評議員会の招集)

第7条 理事会及び評議員会の開催時期は、①予算②決算③補正予算④事業経過報告とし、年間3回以上開催することを原則とする。

2 理事長は、理事会及び評議員会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも1週間前までに、開催の日時、場所及び付議事項を各理事及び監事並びに評議員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(資料の提出)

第8条 理事長は、理事会及び評議員会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、3日前までにこれを提出するものとする。

(出席の有無)

第9条 評議員は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ理事長に届け出なければならない。

(開会及び閉会)

第10条 理事会、評議員会の開会及び閉会は、議長が宣言する。

(表決の方法)

第11条 理事会及び評議員会における表決の方法は挙手又は無記名投票による。

2 議長は、理事及び評議員に異議がないと認めたときは、これを確認し、表決の手続きをとらないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

3 前2項にかかわらず、評議員会において、意見を聴くこととして付議された議案については、表決を行わず、意見表明にとどめることができる。

(議長の議決権)

第12条 理事会における単純多数決(過半数で決定)要件の議案については、議長の議決権は可否同数のときに行使するものとする。したがって、理事会は、過半数を超える出席数に1名を加えた出席数が議決に要する最少必要数となることに留意するものとする。

2 理事会における特別多数決(3分の2以上で決定)要件の議案については、議長は最初から

議決権を行使するものとする。

- 3 評議員会における議長の議決権は可否同数のときにのみ行使するものとする。したがって、評議員会は、過半数を超える出席数に1名を加えた出席数が議決に要する最少必要数となることに留意するものとする。

(議事録等)

第13条 理事会及び評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1)開催年月日及び時間
- (2)開催場所
- (3)出席者氏名
- (4)理事総数(定数)、評議員総数(定数)
- (5)定足数に関する規定(定款の引用)
- (6)議事録署名人(2名の選出)
- (7)議案
- (8)議案に関する発言内容
- (9)議案に関する表決結果
- (10)議長及び議事録署名人の署名又は記名押印、その年月日

- 2 作成した議事録は、理事長が常に関連できるように保管するものとする。

第3章 監 事

(理事会等への出席)

- 第14条 監事は、原則として理事会及び評議員会に出席するものとし、また、発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

(監事の監査)

- 第15条 定款第11条の規定に基づく監事の監査実施計画及び実施要領の細目については、両監事が協議の上「監事監査規程」を作成するものとする。

なお、監事監査に当たっては、理事会・評議員会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況の適正性を確認すると共に事業報告書原案を精査し、あわせて経理諸帳簿と証憑書類を照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。

- 2 前項に基づき実施した監査の結果については、これを次の理事会及び評議員会に報告しなければならない。

第4章 欠員補充等

(役員・評議員の欠員補充)

- 第16条 役員・評議員に欠員が生じた場合は、概ね3か月以内に補充選任を行うものとする。

(理事会の長期欠席)

第17条 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が長期(概ね1年)にわたって継続することは、指導監査文書指摘の対象となることを理事は留意するものとする。

(評議員会の長期欠席)

第18条 理事を兼ねていない評議員の評議員会への欠席が長期(概ね1年)にわたって継続することは、指導監査文書指摘の対象となることを理事を兼ねていない評議員は留意するものとする。

第4章 解任

(役員の解任)

第19条 理事は、評議員会において解任する。

2 監事は、評議員会において解任する。

(評議員の解任)

第20条 評議員は、理事会において解任する。

第5章 その他

(事業計画及び予算執行の特例)

第21条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の理事会及び評議員会にその状況を報告しなければならない。

(改正)

第22条 本規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

付 則

- 1 この細則は、平成15年10月16日から施行する。
- 2 この細則は、平成23年6月1日に改定し、施行する。
- 3 この細則は、平成25年3月28日に改定し、施行する。

別表1（第14条第1項関係）

理事会要議決・評議員会要審議事項一覧

議決事項・審議事項	理事会での要議決		評議員会での 要審議
	過半数 の議決	2/3以上 の議決	
予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告		○	○
補正予算		○	○
予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄		○	○
定款の変更		○	○
合併		○	○
解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定		○	○
重要事項で理事会において必要と認める事項	○	○	○
公益事業に関する事項		○	○
収益事業に関する事項		○	
社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他の所轄庁等の許可を受ける事項	○		
定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更	○		
施設長の任免その他重要な人事	○		○
金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約	○		
役員報酬に関する事項	○		○
その他、法人の業務に関する重要事項	○		○
理事の選任・解任（評議員会が設置されている場合）		○	○
評議員の選任・解任	○		

（根拠法令：法第39条、定款準則）

別表2（第14条第2項関係）

専決事項一覧

〔一般・人事に関する事案〕

事 案		役職名 区 分	理 事 長	施 設 長	園 長	備 考
			専決事項	専決事項	専決事項	
1	法 人 業 務 の 基 本 に 関 す る こ と		○			
2	理事会の招集及び議案の提出に関する事		○			
3	規程、規則等の制定・改廃に関する事		○			
4	予算の編成及び決算の調整に関する事		○			
5	予 算 の 流 用 ・ 予 備 費 の 支 出		○			
6	公 示 、 公 告 に 関 す る こ と		○			
7	寄付の募集事務及び受領に関する事		○			
8	訴 訟 に 関 す る こ と		○			
9	債権の免除・効力の変更に関する事		○			
10	法人の組織及び権限に関する事		○			
11	職 員 の 任 免 に 関 す る こ と		○			
12	職 員 の 配 置 に 関 す る こ と			○	○	
13	有期契約職員の採用に関する事			○	○	
14	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関する事			○	○	
15	時間外勤務命令及び旅行命令に関する事			○	○	
16	職 員 の 初 任 給 に 関 す る こ と			○	○	
17	職 員 の 昇 給 ・ 昇 格 基 準 に 関 す る こ と			○	○	
18	休職、復職、退職、育児・介護休業に関する事			○	○	
19	職員の表彰、制裁、解雇に関する事		○			

役職名 区分 事 案		理 事 長	施 設 長	園 長	備 考
		専決事項	専決事項	専決事項	
20	職員の人事記録及び身分証明書に関する事		○	○	
21	職員の扶養、通勤、住宅手当等諸手当に関する事		○	○	
22	職員健康診断の実施に関する事		○	○	
23	被服貸与等に関する事		○		
24	利用者の日常の処遇に関する事		○	○	
25	利用者の預り金等の日常の管理に関する事		○	○	
26	施設設備の保守管理・物品の修理等に関する事		○	○	
27	薬品、給食材料の処分にに関する事		○	○	
28	自動車の運行管理に関する事		○	○	
29	官公庁に対する許認可申請及び届出に関する事	重要なもの ○	軽易なもの ○	軽易なもの ○	
30	職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事		○	○	
31	職員の研修に関する事		○	○	
32	諸証明に関する事		○	○	
33	金融機関を指定する事	○			

〔法人収入に関する事案〕

事 案		役職名	理 事 長	施 設 長	園 長	備 考
		区 分	専決事項	専決事項	専決事項	
1	介護報酬・運営費等の収入に関する事案		○			
2	過誤納金の充当又は還付に関する事案			○	○	
3	繰越金及び繰入金の収入に関する事案		○			
4	受贈の承認・寄付に関する事案		○			注 3
5	その他の収入に関する事案			○	○	

〔法人支出に関する事案〕

事 案		役職名	理 事 長	施 設 長	園 長	備 考
		区 分	専決事項	専決事項	専決事項	
1	固定資産の購入及び売却又は廃棄に関する事案		160円未満	50万円未満	50万円未満	注 3
2	請負契約又は委託契約に関する事案		250万円未満	50万円未満	50万円未満	注 3
3	報酬、給与、旅費、賃金、日用品等定期的支出に関する事案			○	○	注 3
4	分担金、負担金等に関する事案			○	○	注 3
5	緊急を要する物品の購入 (災害・故障関係に限定)		○			注 3

注1 理事長の専決事項については執行後、直近に開催される理事会に必ず報告するものとする。

注2 本表の決定事項と諸規程が競合する場合は、本表による決定事項が優先するものとする。

注3 法人収入及び支出に関する事案の内、上記専決金額以内であっても法人運営に重大な影響があるものを除く。この場合、理事長は、専決せず、理事会に諮ることとする。

注4 請負又は委託については、専決であっても経理規程に基づき、入札、随意契約等を履行すること。